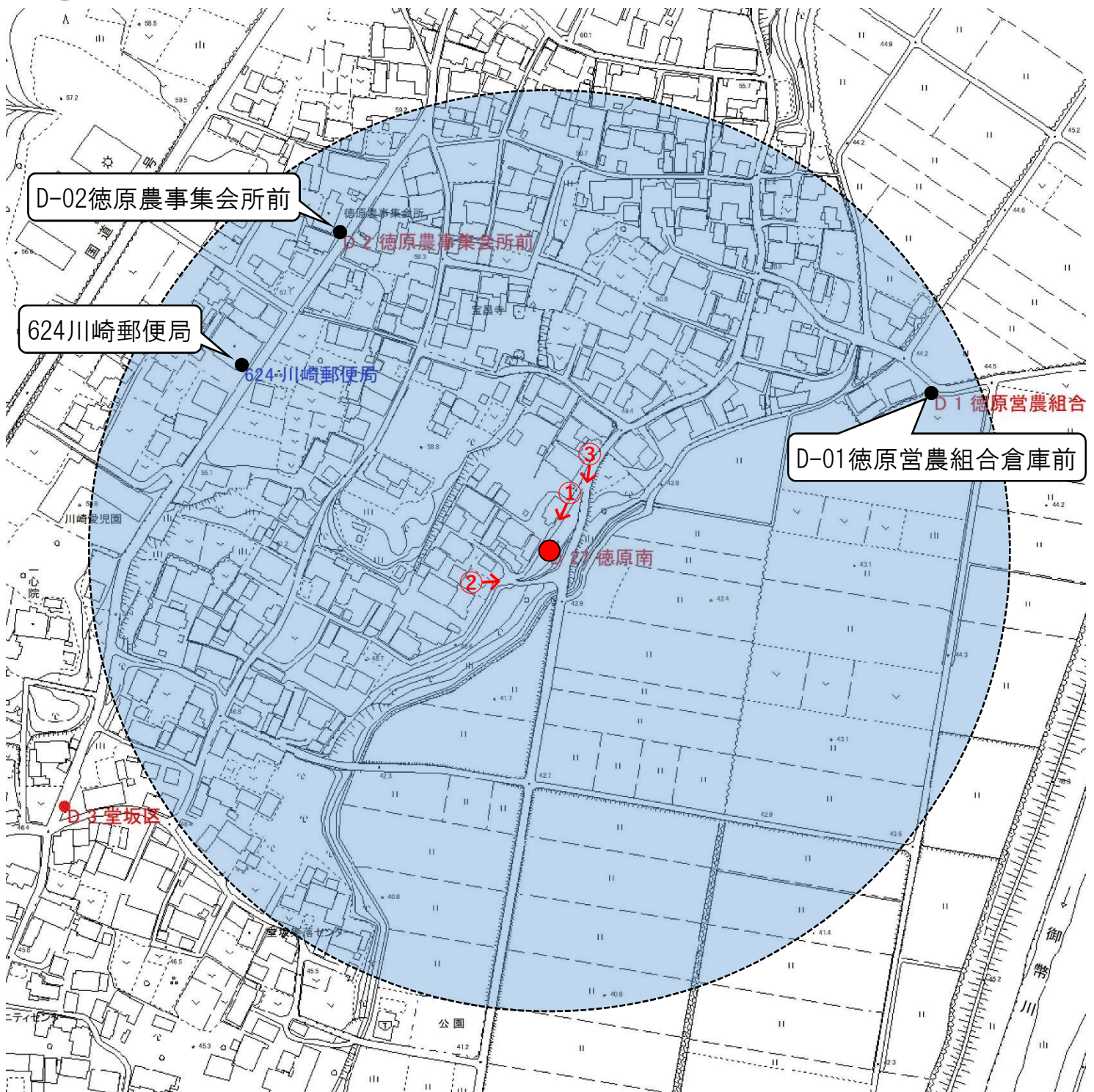


停留所位置（外円は半径250m）

● 要望箇所   ● 既設



要望場所 川崎町地内

名称案 徳原南 (D-27)

- ・徳原自治会内の既設地域停留所は2カ所である。
- ・徳原自治会の集落と東側の既設地域停留所(D-01徳原営農組合倉庫前)との高低差は大きく、集落内の道路も幅員が狭く入り組んでいる【設置の特例基準1及び2に該当】。
- ・要望箇所は、道路に面した私有地(駐車場)であるため、タクシー車両の待機、利用者の乗降には支障がない。
- ・既設地域停留所から250m以上離れていないが、設置後は一定の利用が見込まれることから地域停留所の新設が必要である。





写真 1



写真 2



写真 3